

覺書

昭和六年四月十八日附解雇セル従業員萩田林治外二十二名ニ封シ左ノ手筈ヲ支給シ同滿解決セリ茲ニ覺書ニ通シテ作業ニ各自一通宛所待スルモノトス

一 子若手者 十日日分

一 退職手者 一、二、八、四、三、四、五

一 金一封 (母子老百共持以糸六六歩)

但シ金一封ノ使意ハ組合ニ之ヲ一付ス
子若手者並ニ退職手者ハ金封ニ各自ニ支給スルモノトス

五月五日

会社側代表

上島 千尋

従業員代表

近藤 武男
岡林 春明
金子 末男

以上

6. 4. 30
2392

四月十八日付

菅南家作 新鶴見物持トシテ之ノ方費取之ノ事

会社側

一 三月一ヨリ四月一ヨリ 物持トス

(一) 六リ名 四月一ヨリ 十三日迄

(二) 三五名 四月十三ヨリ 十六日迄

(三) 七名 四月十六ヨリ 十七日迄

(四) 五名 四月十七ヨリ 十八日迄

(五) 五名 四月十八ヨリ 十九日迄

計 一三二名

右ニ封シ物持トス

個人 十五トス